

東急ゴルフパークたまがわ利用約款

(約款の適用)

第1条 東急ゴルフパークたまがわ（以下「本ゴルフ場」という）を利用する方（以下「利用者」という）は、本約款に従って利用するものとします。

(利用契約の成立)

第2条 利用者は当日においてプレー前に所定の受付票に署名して頂くものとし、それにより本ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けするものとします。ただし、本ゴルフ場が承諾しない旨の意思を明示したときはこの限りではありません。

(プレーおよび事前予約)

第3条 プレーの事前予約は午前中のスタートに限り、原則としてスタート希望日の1週間前より本ゴルフ場の指定する方法により受け付けます。その際、利用者は氏名、人数、プレー日およびスタート希望時刻ならびに代表者の電話番号を、本ゴルフ場へ通知するものとします。
2 代表者は関係する利用者の行為について責任を負うものとします。

(利用の制限)

第4条 本ゴルフ場は次の場合、その都度または将来にわたりご利用をお断りすることがあります。

- (1) プレーの申し込みが本約款によらないとき。
- (2) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- (3) 天災地変、施設の故障、補修その他やむを得ない事情により、本ゴルフ場の全部または一部をクローズするとき。
- (4) 利用者が集団的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められるとき、ならびにその他の公の秩序または、善良なる風俗に反する行為をなす恐れがあると判断したとき。
- (5) 暴力団ならびにそれに類する組織またはその構成員と認められる方
- (6) 利用者が刺青、ファッションタトゥー（シールを含む）等をしている方。
- (7) 利用者が偽名又は他人名義で利用したとき。
- (8) 利用者が泥酔又は覚せい剤等の薬物を使用したとき。
- (9) 利用者が刃物、危険物等所持しているとき。
- (10) 利用者がルール・マナーに著しく反するときおよびその警告を無視して改めないとき。
- (11) 利用者が他の利用者に迷惑・損害を与えたとき、又は与えられる可能性があるとき。
- (12) その他の理由により、本ゴルフ場を利用することが好ましくない事由が認められるとき。
- (13) 利用を開始した後といえども、利用者が他の利用者または、本ゴルフ場に迷惑をかけたとき、またはかける恐れがあると判断したとき。

(休業日・営業時間)

第5条 本ゴルフ場の休業日と営業時間は本ゴルフ場の定めるところによります。また本ゴルフ場はこれらを臨時に変更することができるものとします。

(利用料金等)

第6条 利用者は本ゴルフ場が別に定める利用料金及び支払い方法によりプレー料金その他の利用料

金を支払うものとします。

(駐車場)

第7条 本ゴルフ場が定める駐車場において、損傷・盗難等の事故が発生した場合、本ゴルフ場はそれに関し一切責任を負わないものとします。

(自己責任とマナーの遵守)

第8条 利用者は他の利用者に迷惑をかけず、マナーを守り、自己の判断と責任において本ゴルフ場を利用するものとします。

2 プレーは他の利用者に迷惑とならないよう早めの進行を心がけていただくものとします。

3 各ホール表示に従ってプレーをしていただくものとします。

(素振り等)

第9条 素振りは、ティーインググラウンドまたは特に指定された場所以外ではすることができないものとします。また、利用者はみだりにティーインググラウンドに立ち入ることができないものとします。

(打球事故防止)

第10条 本ゴルフ場は打球事故を防止するために使用クラブの制限を設けております。また、利用者は打ち込みの危険を避けるため、自己の飛距離、飛行方向を判断し、打球するものとします。

2 先行組の利用者がすべて打球を終わり、合図があっても利用者は自己の飛距離を自分で判断するものとします。

3 同一組の利用者にも注意を払い、打球するものとします。

4 利用者は同一組の打者より前に出ることを禁止されるものとします。

5 利用者は後続組に打球させるとき、その利用者がすべて打球を終わるまで安全な場所に退避するものとします。

(雷鳴)

第11条 利用者は雷鳴があった場合、直ちにプレーを中止し、安全な場所に避難するものとします。

(喫煙)

第12条 喫煙は所定の場所以外ではすることができないものとし、マッチの燃えがら、たばこの吸殻は消火を確認して捨てるものとします。

(ホールアウト後の退去)

第13条 ホールアウトしたときは、直ちにグリーンを退去するものとし、かつ後続組の打球に注意を払うものとします。

(貴重品・ゴルフ用具等他所持品の管理)

第14条 貴重品およびその他の携行品等については、利用者は自らの責任において管理するものとし、場所の如何を問わず、利用者の貴重品その他の携行品の紛失・盗難・滅失・毀損等の発生について本ゴルフ場は一切その責任を負わないものとします。

(第三者への賠償)

第15条 利用者が本ゴルフ場を利用中に、他の利用者または第三者から傷害、破損その他の損害を受けた場合、又は与えた場合は、その損害賠償は、当事者間で解決するものとし、本ゴルフ場は関与しないものとします。

(本ゴルフ場への損害)

第16条 利用者は、故意または過失により、本ゴルフ場に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

(持ち込み禁止品)

第17条 本ゴルフ場に次のものを持ち込むことはできないものとします。

- (1) 動物、鳥類等（ペット含む）及び家畜類（身体障害者補助犬法に定められた補助犬を除く）。
- (2) 悪臭を放つもの。
- (3) 鉄砲刀剣類。
- (4) 発火、爆発のおそれのあるもの。
- (5) 騒音を発するもの。
- (6) その他本ゴルフ場が不適切と認めたもの

(禁止される行為)

第18条 利用者は、本ゴルフ場内において次の行為をすることができないものとします。

- (1) 賭博、その他風紀をみだす行為。
- (2) 物品販売・転売、宣伝広告等の営業行為。
- (3) プレーヤー以外のコース内の立ち入り。（本ゴルフ場が許可する場合を除く）
- (4) 定められた場所以外での飲食、喫煙行為
- (5) 本ゴルフ場の撮影、録音等の行為（本ゴルフ場が許可する場合を除く）
- (6) その他、他人の迷惑を及ぼす行為および不快感を与える行為。

(諸規則の遵守)

第19条 利用者は本約款および本ゴルフ場の係員または掲示等による指示を遵守するものとします。

(個人情報の取り扱い)

第20条 本ゴルフ場は、運営に伴い知り得た利用者の個人情報（以下「個人情報」という）について、東急スポーツシステム株式会社（以下「当社」という）が別途定める「個人情報保護方針」に則り取り扱うものとします。

2 個人情報の利用目的は以下のとおりです。

- (1) 利用者に連絡を取る必要が生じた場合
- (2) 利用者の名簿管理等
- (3) 本ゴルフ場および当社が経営する他施設のイベント、新商品開発、入会等のご案内および会費に関するダイレクトメールを発送する場合、又はこれらを電話・メール等でご案内する場合
- (4) 本ゴルフ場および当社のサービス、商品の改善のためのマーケット分析をおこなう場合（この場合、個人が特定されることはありません）

3 利用者が、個人情報の確認、訂正などを希望する場合、本ゴルフ場および当社は利用者からのお申し出に基づき対応するものとします。

4 本ゴルフ場の個人情報に関する連絡先は次のとおりです。

東急ゴルフパークたまがわ TEL：080-7720-2354

(約款の改定)

第21条 本ゴルフ場は、随時本約款を改定することができるものとします。

(施行)

第22条 この約款は2015年10月1日から施行するものとします。

以上

東急ゴルフパークたまがわ

2015年10月1日改定